

市立学校の再開について（令和2年5月22日時点）

市立学校につきましては、本年3月4日（水）から5月31日（日）まで臨時休業としておりましたが、本日開催されました川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として、6月1日（月）から市立学校を再開する準備を始めることといたします。

<学校再開について>

- ・今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、令和2年6月1日（月）から、市立学校全校において段階的に教育活動を再開
- ・なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。

<学校再開に向けた基本的な考え方について>

- ・学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、**相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ない**という認識に立ち、**実施可能な教育活動を段階的に開始**していくことで、**子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立**を、可能な限り図っていく。

<今後の想定スケジュールについて>

- ・5月25日（月）～5月29日（金）：児童生徒の状況把握（登校日、家庭訪問、電話連絡等）
- ・6月1日（月）～6月12日（金）：分散登校期間
- ・6月15日（月）～7月31日（金）：通常登校（給食有り）
- ・8月1日（土）～8月16日（日）：夏季休業
※ うち、8月3日（月）～8月7日（金）は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・12月26日（土）～1月4日（月）：冬季休業

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- ・発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- ・学校行事の精選、開催方法の工夫
- ・異学年交流の見直し
- ・特別教室の利用抑制（使用する場合は、消毒の実施等）
- ・給食実施の配慮（配膳時の衛生管理の徹底等）
- ・学校の臨時休業ルールの方策・運用
⇒児童生徒又は教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業
⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
- ・共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・部活動の段階的实施、活動方法の工夫（6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開）等

<学校再開ガイドラインの策定について>

・本市における段階的な学校再開について

- ・児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、段階的な分散登校等により学校を再開

・保健管理について

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・手洗いや咳エチケット、マスクの使用の徹底
- ・学校内の消毒、換気の徹底
- ・学校医・学校薬剤師との連携
- ・児童生徒・教職員が感染した場合・濃厚接触者に特定された場合の措置

・児童生徒の心のケア等に関すること

- ・児童生徒の指導及び支援体制の確認
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした差別・偏見は決して許されないという姿勢
- ・改めて人権・個人情報への配慮について認識を共有
- ・学級担任等を中心とした個別相談・三者面談の実施
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援
- ・感染防止に関する児童生徒への指導

・教育活動に関すること

- ・学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動を開始
- ・当面の間、普通教室を基本とし、特別教室を使用するときはその都度消毒

・教育課程編成に関すること

- ・実施可能な授業日数を見通した上で教育課程を編成
- ・児童生徒の過度な負担とならないように配慮

・学校行事等に関すること

- ・年間を通して実施する学校行事を精選
- ・実施にあたっては、開催時期・場所・時間・開催方法等に十分配慮

・教職員に関すること

- ・教職員自身の健康にも配慮し、引き続き感染拡大防止の対応を実施

・部活動等に関すること

- ・当面の間、活動を休止
- ・6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開する方向で検討

・学校施設開放に関すること

- ・当面の間、利用中止

・児童生徒の居場所及びわくわくプラザについて

- ・分散登校期間において、やむを得ない事情がある場合には、児童生徒の見守りを実施
- ・わくわくプラザの開設時間については、調整中